

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月の制度開始当初から国民年金に加入し、保険料を納付してきた。60年ごろに夫から、女性は男性よりも早く年金がもらえると聞き、市役所で年金受給の手続を行った。61年ごろに社会保険事務所から納付書が届いたので、既に年金をもらっているのにと思ったが、銀行で納付した。しかし、その後は納付していない。

一昨年 of 年金問題を契機に自分の年金記録を確認すると、その納付書で納付した期間が未納となっていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に任意加入して保険料を納付し始め、申立期間①及び②（計6か月）並びに申立期間②の後の期間（29か月）を除き、60歳となるまで国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間当時には既に、社会保険事務所において、管轄市町からの納付記録の進達に基づき、未納期間に係る過年度納付書を作成することとなっており、このことは、申立期間の保険料を過年度納付書により納付したとする申立人の主張と一致する。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間以前において過年度納付を行っている実績が確認でき、過年度納付書が送付されてくれば納付していたものと考えられる。

加えて、申立人の夫は申立期間当時に老齢厚生年金を受給しており、この年金を管理していた申立人に、申立期間（計6か月）の保険料を納付することが経済的に困難な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで
② 昭和49年11月から50年3月まで

私は昭和49年11月に会社を退職した後、しばらくは国民年金に加入していなかったが、市役所で国民年金の加入手続をした際に、会社を退職してから国民年金に加入していなかった期間の国民年金保険料を納めた。その後、市役所の国民年金の担当者から、20歳から就職するまでの期間の保険料をさかのぼって納めることができると説明を受けたので、市役所の窓口で保険料を一括で納付した。市役所の職員の言う通りに保険料を納めたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付していることが確認でき、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、昭和53年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、被保険者台帳の記録により、同年4月及び同年5月に申立期間②の直後の昭和50年度から52年度までの未納期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った際に国民年金保険料をさかのぼって納付したとする申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、過年度納付をした後の昭和53年7月ごろに市職員から特例納付制度の説明を受け、さかのぼって保険料を納めたとしているところ、申立人が納めた過年度納付保険料と申立期間②に係る特例納付保険料の合計

額は、申立人が同年に数回に分けて納付したと主張する合計金額に概ね一致しており、申立人が過年度納付を行った後に特例納付したとする主張に不合理な点はうかがえない。

加えて、申立人は、退職した後、月額5万円から6万円程度の収入があったとしており、特例納付を行う上での経済状況にも問題がなかったことが推認されることから、申立期間②に係る国民年金保険料を特例納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳の記録のいずれにおいても未加入期間となっており、市及び社会保険事務所が申立人に対して納付書を発行したとは考え難いことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から62年7月まで
② 平成元年11月

私は、昭和58年4月に退職して自営業を始めた。

妻は、世帯主である私については厚生年金保険を脱退しても年金加入期間に空白が無いようにと、私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してきた。

妻は、加入当初の1年間ぐらいは市役所の支所や銀行で国民年金保険料を納付しており、その後は、私名義の預金口座から引き落としていた。

当時の保険料額や国民年金手帳の発行時期等の詳細について、妻の記憶は不確かではあるが、私の国民年金保険料は1か月の未納も無く納付してきたはずであり、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②(1か月)については、当該期間の前は27か月、後は60歳になるまで166か月の長期にわたり国民年金保険料が納付済みであり、当該期間の前後を通じて保険料の納付が困難となるような生活上の変化は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、当該期間直後の平成元年12月分及び2年1月分の保険料の納付は、その納付日から、納付書による納付であったことが推認できる。このため、当該期間において、仮に口座振替が不能であったとしても納付書が作成されていた可能性が高く、納付書により保険料を納付していたと考えられる。

2 一方、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人の国民

年金手帳記号番号は昭和 62 年 8 月 1 日に夫婦連番で払い出され、同年同月から夫婦共に国民年金保険料が納付されていることが確認でき、その時点では、時効により、当該期間の始期である 58 年 5 月までさかのぼって保険料を納付することができない。また、同年 5 月ごろに加入手続が行われ、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間、48年4月から49年3月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から同年9月まで

私が、市役所において、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、私と夫の二人分の国民年金保険料を、自宅に来ていた市役所の職員に、納め忘れなく現金で支払っていた。夫が納付済みとなっている期間に、私が未納とされている期間がある事にも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、60歳に到達するまで、申立期間を除く国民年金加入期間(348か月)の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間の国民年金保険料は未納とされているが、市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の国民年金保険料は申立人の夫とともに納付済みとなっており、納付記録の管理に不備が見られる上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は夫婦ともに納付済みとなっていることから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立人が納付していたとする夫に係る当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該申立期間の前後の期間

の国民年金保険料は夫婦ともに納付済みとなっていることから、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付したものとするのが自然である。

加えて、申立期間③については、当初の社会保険庁のオンライン記録では、国民年金保険料（6か月）は納付済みとなっていたが、社会保険庁が管理する特殊台帳では、当該申立期間が未納であり、その直後の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっていたため、社会保険庁では、平成20年5月2日に、特殊台帳の記載内容に合わせ、申立人のオンライン記録の昭和50年4月から同年9月まで(申立期間③)を未納期間にし、同年10月から51年3月までを納付済期間にそれぞれ訂正している。しかしながら、社会保険庁では、当該特殊台帳とオンライン記録の納付記録が相違していた理由について、不明であるとしていることから、申立期間③が納付済期間であった可能性を否定できない。

そのほか、すべての申立期間の前後は納付済みであり、かつ、すべての申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、昭和55年から60年ごろであれば経済的に困窮していたため、未納があったかもしれないものの、申立期間は経済的に豊かであったため、未納など考えられない。国民年金については、税金のように義務として納めなければならないものと考えており、特に納付書や督促状が送付された場合は必ず納付していたので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立人が経済的に困窮していたとする昭和55年から60年ごろを含め、申立期間以外は、国民年金保険料をすべて納付済みであり、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月に払い出されており、このころに加入手続が行われたと推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料については過年度納付により納付することが可能である上、申立期間は7か月と短期間である。

さらに、申立人は、納付書や督促状の送付を受けた場合には、必ず納付していたとしているところ、社会保険事務所によると、当時は保険料が未納の国民年金被保険者に対して催告状及び過年度納付書を発送していたとしている上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は他の未納期間についても過年度納付によりさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和47年当時、私の妻が、過去の国民年金保険料を2年分さかのぼって納付できることを知って、国民年金の加入手続と同時に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。

妻によれば、A市役所で夫婦二人の加入手続を行った上、市役所で納付できる分はそこで現金で納付し、「さらにさかのぼって納付できる2年分は市役所では納付できないので、社会保険事務所へ行って納付して下さい。」と言われ、当時子供も小さかったので、日を改めて出かけるのは大変なので、その日に済ましてしまおうと思い、社会保険事務所へ行き、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を現金で納付したとしている。また、社会保険事務所の場所が分からず、ちょうど仕事関係で知り合いだったB店が近くにあることを思い出し、立ち寄って道を教えてもらってようやく社会保険事務所に行くことができたのを覚えているとしている。

申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和47年11月に国民年金に加入して以降、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高いことがうかがえる。

また、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料の納付を担当していた申立人の妻は、昭和47年にA市役所で加入手続を行い、市役所と社会保険事務所のそれぞれで国民年金保険料を納付した経緯について、具体的かつ詳細に証言しているところ、その内容については、当時のA市において過年度納付を申し出た際の取扱いと一致するなど、申立内容の信^{びよう}憑性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和47年当時、過去の国民年金保険料を2年分さかのぼって納付できることを知って、夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分さかのぼって納付した。

その時は、A市役所で夫婦二人の加入手続を行った上、市役所で納付できる分はそこで現金で納付し、「さらにさかのぼって納付できる2年分は市役所では納付できないので、社会保険事務所へ行って納付して下さい。」と言われ、当時子供も小さかったので、日を改めて出かけるのは大変なので、その日に済ましてしまおうと思い、社会保険事務所へ行き、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を現金で納付した。また、社会保険事務所の場所が分からず、ちょうど私の仕事関係で知り合いだったB店が近くにあることを思い出し、立ち寄って道を教えてもらってようやく社会保険事務所に行くことができたのを覚えている。

申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和47年11月に国民年金に加入して以降、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高いことがうかがえる。

また、申立人は、昭和47年にA市役所で加入手続を行い、市役所と社会保険事務所のそれぞれで国民年金保険料を納付した経緯について、具体的かつ詳細に証言しているところ、その内容については、当時のA市において過年度納付を申し出た際の取扱いと一致するなど、申立内容の信憑^{びよう}性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年11月まで

私は、昭和46年11月に夫と一緒に国民年金に加入し、結婚生活を続けていた平成元年7月までは、国民年金保険料を継続して怠ることなく納めてきた。夫が会社員となった47年6月には国民年金に任意加入しており、その後任意加入を止めた覚えも無い。

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料について、納めたはずなのに未納になっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月6日に申立人の元夫と連番で払い出されており、同年4月分からの国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和47年6月に、元夫の厚生年金保険への加入により国民年金の強制加入の被保険者でなくなってからも、任意加入の被保険者として国民年金保険料を継続して納付し、55年12月に再度、強制加入の被保険者となった以降も平成3年1月まで国民年金保険料の未納は無いことから、申立期間①の当時は納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間①の直前に住所の変更があるものの、その前は72か月、後は12か月、それぞれ任意加入の被保険者として国民年金保険料を納付しており、申立期間①の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人が所持する年金手帳に、昭和54年

4月1日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失したことが記載されており、この記載は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿の記載と一致する。また、同名簿では、申立人が、56年2月23日に国民年金への再加入の旨の記載が確認できる。

これらのことから、申立期間②においては、申立人は、国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失しており、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月、同年12月及び平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年9月
② 昭和63年12月及び平成元年1月

私は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、すべて母親又は妻が行ってくれている。

既に国民年金に加入し保険料を納付していた母親は、昭和50年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、父親を含めた家族3人分の保険料を集金人に納付してきた。

保険料は、集金人に納付しており、忙しい時には、後日改めて集金人に来てもらってまとめて納付したこともあったと聞いているが、未納無く納付してきた。領収書は、震災後、母親が書類を整理するうちに無くしてしまったようだ。

親子で一緒に納付しているにもかかわらず、私と母親の年金記録が、片方だけが未納であったり、二人とも未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年度に国民年金に加入して以降、申立期間（計3か月）を除き、315か月にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化はみられず、納付が困難となる事情もうかがえない。

さらに、市役所の記録によると、国民年金保険料の納付日を確認できる昭和60年4月以降、申立期間以外の大部分が親子同一日に納付されていることが確認でき、親子一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月、同年9月及び同年11月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月
② 昭和63年9月
③ 昭和63年11月から平成元年1月まで

私は、昭和36年4月に夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきた。息子が家業を手伝うようになって、50年ごろに息子の国民年金の加入手続きを行い、家族3人分の保険料を納付してきた。

保険料は、集金人に納付しており、忙しい時には、後日改めて集金人に来てもらってまとめて納付したこともあったと思うが、未納無く納付してきた。領収書は、震災後、書類を整理するうちに無くしてしまったと思う。

親子で一緒に納付しているにもかかわらず、私と息子の年金記録が、片方だけ未納であったり、二人とも未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、申立期間（計5か月）を除き、341か月にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化はみられず、納付が困難となる事情もうかがえない。

さらに、市役所の記録によると、国民年金保険料の納付日を確認できる昭和60年4月以降、申立期間以外の期間について親子同一日に納付されていることが確認でき、親子一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

昭和42年12月に退職し、結婚するまで国民年金に加入しなければならないことを知らなかったが、44年※月に婚姻届を出した際にそのことを教えられ、その後8月ごろに、私と夫の加入手続を行い、過去の国民年金保険料の納付手続をした。後日、納付書が送られてきたが、そのころは妊娠し、絶対安静が必要だったので、すぐに納付できなかった。45年※月に長男を出産したあと、6月23日に、夫の分と一緒に郵便局で納付した。古い事なので、私の領収書は紛失してしまったが、夫の領収書は残っている。納付は遅れたが、妊娠、出産があったこともあり、納付した当時のことはよく覚えている。未納期間があることに納得できない。また、その後は定期的に保険料を納付し、60歳まで未納期間は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納しており、夫婦の納付意識は高い。

また、申立人は、昭和44年8月ごろ、夫婦一緒に加入手続を行うと同時に、過去の国民年金保険料の納付手続を行い、後日送付されてきた納付書により、夫婦それぞれの過去の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦同日で44年7月16日に払い出されている上、申立人が所持する申立人の夫の分に係る領収書により、申立人の夫については、申立期間を含む36年4月から44年3月までの国民年金保険料が45年6月23日に納付されていることが確認でき、申立内容と一致することから、申立人に係る申立期間の国民年金保険料についても納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額は3,000円と少しだったとしているところ、当該期間の保険料額は3,150円であり、申立人の主張とほぼ一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

年金特別便で年金記録を確認したところ、昭和40年4月から41年3月までの1年間に国民年金に未加入という記録になっていました。私は40年3月で厚生年金保険の被保険者ではなくなりましたが、すぐに自治会の集金人の勧めで国民年金に任意加入し、自治会の集金人に保険料を納めていました。国民年金保険料は間違い無く納めたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間以降については国民年金加入期間の保険料を完納している上、厚生年金保険被保険者の資格喪失の都度、遅滞なく国民年金に任意加入しており、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、「近所にあった会社を退職した昭和40年3月ごろ、自治会の集金人の勧めにより国民年金の加入手続を行い、その後は集金人に国民年金保険料を手渡しで納付していた。」としているところ、元集金人の妻、自治会の元役員及び町内の友人は、「当時は集金人が国民年金手帳を預かっており、手渡しによる保険料の納付が行われていた。」とそろって証言しており、申立人の主張には不自然な点はうかがえない。

さらに、元集金人の妻及び自治会の元役員は、「申立期間当時の町内では、夫が会社勤めをしても奥さんは国民年金に加入していた。」、「申立人が町内の会社を退職したということは町内の者であれば誰でも知っており、集金人も知っているはずだし、国民年金に加入を勧めていたと思う。」とそれぞれが証言しており、集金人から国民年金の加入を勧められて保険料を納付するようになったとする申立人の主張には信ぴょう性がうかがえる。

加えて、申立人が会社を退職した際の標準報酬月額が1万8,000円である上、申立人の夫の収入も安定していたことが認められることから、申立人が保険料を納付する上での経済状況に問題はなかったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月9日から同年9月1日まで

私は、昭和21年6月9日から61年3月30日までの間、内務職員としてA社に継続して勤務しており、入社当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が、昭和21年6月9日から61年3月30日までの間、内務職員として同社で継続して勤務していたことを証明しており、申立人の主張と一致することから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に、A社B支社において内務職員として採用された元同僚二人は、実際に入社日は厚生年金保険被保険者資格取得日とされる日の属する月の前月であったと証言している上、社会保険事務所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において昭和19年1月から22年6月までの期間に資格取得している記録が確認できる15人（申立人及び当該元同僚二人を含む。）については、全員が1日付けで資格取得していることが確認できる。

さらに、上記元同僚二人は、当時、内務職員には試用期間は設けられておらず、申立人のように入社日と厚生年金保険の資格取得日との間に3か月もの期間が存在することは考え難いと主張しており、当時、A社B支社では、慣例として入社日の属する月の翌月1日付けで資格取得届を提出していたことがう

かがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主により給与から保険料を控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 9 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事業主が保有する厚生年金保険被保険者台帳の記録から社会保険庁の記録どおりの届出を行ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 7 月及び同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月1日から35年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を34年6月1日に、資格喪失日に係る記録を35年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月ごろから35年9月ごろまで

私は、昭和33年2月にA社に入社し、35年9月に退職した。

社内旅行に行った時の写真や退職時にもらった同僚の寄せ書きがあり、給料から厚生年金保険料が控除されていたことも確かなので、同社に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日（同日付けの被保険者資格取得者は48人）であることが確認できる。

また、申立人が元同僚であるとする24人について、すべての者がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得（うち22人が昭和34年6月1日、残る二人はそれぞれ同年10月1日、35年4月1日に資格取得）していることが確認できる上、申立人が保管している、退職記念に同僚から贈呈されたアルバムに記載された寄せ書きを見ると、25人の氏名が確認でき、そのうち21人が同社における厚生年金保険被保険者資格取得者（事業主及び事業主の妻を含む。）であることが確認できる。

さらに、元同僚15人が、申立人はA社に勤務していたと証言しており、うち9人は、申立人が、同社の新規適用日である昭和34年6月1日以前から同社に勤務していたとしている上、当該元同僚のうち申立期間当時の会計事務担当者（34年6月1日資格取得、35年2月25日資格喪失）は、「申立人は、私が入社した昭和33年2月ごろに入社し、私が退職した35年2月以降も同社に勤務していた。」と証言しており、他の元同僚（34年6月1日資格取得、35

年10月31日資格喪失)は、「申立人は、私が入社した34年6月よりも2～3か月前に入社し、私が退職した35年10月30日より1～2か月前に退職したと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる上、上記の者を含む当時の元会計事務担当者二人は、いずれも「当時、A社では社員全員が厚生年金保険に加入しており、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している。

加えて、元事務担当者二人が証言した、当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数が概ね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月1日から35年10月1日までの期間について、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した元同僚に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間の被保険者原票の健康保険番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年6月から35年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年2月から34年6月1日までの期間については、上記のとおり、申立人がA社に在籍していたことは推認できるものの、元同僚が「私自身は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった34年6月1日までは、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年6月1日までの間については、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと考えられる。

このほか、当該期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年2月から34年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から同年6月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日（37年4月1日）及び資格取得日（37年6月15日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年2月1日まで
② 昭和35年6月1日から36年3月1日まで
③ 昭和36年11月1日から37年3月1日まで
④ 昭和37年4月1日から同年6月15日まで
⑤ 昭和40年1月28日から43年4月1日まで

昭和33年3月に中学校を卒業、すぐにB社に紹介で入社。先輩に声をかけてもらってC社に転職し、再び、先輩に声をかけられD社に転職。A社、E社に転職した時も同様である。腕を磨いて昭和43年4月1日から自営をした。年金記録に不備がある。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間④については、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立てに係る事業所であるA社において昭和37年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失後、同年6月15日に同事業所において再度同資格を取得しており、同年4月及び同年5月の被保険者記録が無い。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人以外の7人のうち、昭和37年6月15日に厚生年金保険の資格を新規取得した元同僚一人は、「私が入社した時には、申立人は勤務しており、以前より勤務していた。申立人は、私と同じ仕事をしていた。」としており、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更は無かった旨を供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和37年3月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、申立てに係る事業所であるC社において昭和33年4月1日から35年6月1日まで勤務していたと主張しているが、複数の元同僚に確認した結果、申立人がC社に勤務していたことについての証言は得られたが、申立人が勤務していた期間について特定できる証言は得られなかった。

また、複数の元同僚の供述によると、申立期間当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険の手続を行っていなかったことがうかがえるものの、事業主は、当時の関連資料等が無く不明であるとしており、厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に当該事業所において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうち、申立期間②については、複数の元同僚の証言から、申立人が申立てに係る事業所であるB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は適用前の期間である上、申立人が申立期間②に同事業所において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間のうち、申立期間③については、申立人は、申立てに係る事業所であるD社において昭和36年3月1日から37年3月1日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、36年3月1日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失していることが確認でき、同年11月1日から37年3月1日までの申立期間③の被保険者記録が確認できない。

また、複数の元同僚に確認した結果、申立人がD社に勤務していたことについて証言は得られたが、申立人が勤務していた期間について特定できる証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間③に当該事業所において、事業主により給与

から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間のうち、申立期間⑤については、申立人は、申立てに係る事業所であるE社において昭和37年9月1日から43年4月1日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、37年9月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年1月28日に同資格を喪失していることが確認でき、同年1月28日から43年4月1日までの申立期間⑤の被保険者記録が確認できない。

複数の元同僚から、申立人がE社に勤務していたことについて証言は得られたが、申立人が勤務していた期間について特定できる証言は得られなかった。

また、商業法人登記簿によると、申立人は、申立期間⑤の期間中の昭和42年4月5日にF社を設立（申立人が代表取締役）していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管するE社に係るオンライン記録を見ると、整理番号に欠番等は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか申立人が申立期間⑤に当該事業所において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和32年9月21日に、資格喪失日に係る記録を33年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月21日から33年10月1日まで

私は、昭和32年9月21日から34年2月20日までの間、継続してA社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録によると、申立人は、昭和32年9月21日に同社B支店において採用され、33年3月1日付けで同社C支店に異動し、34年2月20日付けで退職していることが確認できる上、同社によると、申立人は、正社員としての雇用が確認できるため、申立期間については、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとしている。

また、A社の人事記録によると、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年10月1日までについては、厚生年金保険が適用されていない同社C支店に転勤した後の期間となるが、同社によると、厚生年金保険を適用していない支店に従業員を転勤させる場合、新規適用までの間、従前の支店において厚生年金保険の被保険者期間を継続させていたとしており、申立人とほぼ同時期に入社し、申立人と同日付けで同社B支店から同社C支店に転勤となった元同僚に係る厚生年金保険被保険者期間は、同社C支店が厚生年金保険の新規適用を受けるまでの間、同社B支店において継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社し、申立人と同日付けでA社B支店から同社C支店に転勤となった元同僚に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、納付を確認できる関連資料が現存しないため不明としているが、仮に、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 8 月 8 日まで
② 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 25 日から 38 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 8 月 26 日から 41 年 7 月 26 日まで
⑤ 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金支給済みとなっているが、私は支給を受けた覚えは無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間⑤の直前の昭和 41 年 8 月 3 日から同年 11 月 1 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない時期が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、市役所の保管する国民年金被保険者台帳によると、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 43 年 8 月 7 日の約 2 年 3 か月前である申立期間③の期間中の 38 年 5 月に国民年金に加入していることが確認でき、申立期間④の直前の 39 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間⑤の直後の 43 年 5 月には国民年金に再加入し、脱退手当金が支給されたとされる時期においても国民年金保険料を納付しているほか、それ以降、57 年 12 月から 58 年 3 月までの 4 か月間を除く全ての国民年金強制加入期間については、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、年金に対する意識の高さがうかがえ、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び本店本部における資格取得日に係る記録を昭和29年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月4日から同年6月1日まで

私は、昭和25年3月20日にA社に入社して以降、平成元年6月13日に退行するまでの間、継続して同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事台帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人がA社において、昭和25年3月20日から平成元年6月12日まで継続して勤務し（29年5月4日に同社C支店から同社本店本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店本部における昭和29年6月の社会保険庁の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は納付したものと史料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

兵庫国民年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私は、昭和41年から叔父の経営するA社で住み込みの店員として働いていた。叔父は、私が56年に結婚するまでは、私の国民年金保険料と国民健康保険料についても、家族と同じように一緒に納めてくれていた。結婚の際に叔父から国民年金手帳を渡され、その時に叔父は、私が20歳の時(45年10月)から国民年金保険料を納付していると話してくれた。

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間が未納だと回答されたが、叔父はきちんとした性格で、叔母も私の保険料が納付していたはずだと証言しているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月に払い出され、同年4月分から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、その時点では、時効により、申立期間の始期である45年10月までさかのぼって保険料を納付することができない。その上、同年10月ごろに加入手続が行われ、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和52年度における市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立人と叔父夫婦では4期いずれも保険料の納付日が異っており、申立人の叔父が、叔父夫婦の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとは認め難い。

さらに、申立人の叔父が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無い上、叔父は既に亡くなっており、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に全く関与していないため、当時の保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1072

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年2月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月から49年10月まで

私は、昭和36年に夫から国民年金に加入しなければならないと言われ、市役所で加入手続を行い、初回から集金人に国民年金保険料を支払い、きっちり保険料を支払ったのに、未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月から集金人に国民年金保険料を支払っていたとしているが、申立期間のうち同年2月及び同年3月については、制度発足当時であり、まだ保険料の徴収が開始されていなかったために、国民年金保険料の納付が行えなかった期間である。

また、申立人には、昭和36年3月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月に同手帳が発行されているが、申立人が所持する当該手帳の印紙検認記録欄のすべての年度において検認印が無く、印紙検認台紙も切り離されていないことから、集金人に納付していたことがうかがえない上、申立人は申立期間中に手帳の更新を受けた記憶は無いとしており、当該手帳からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする周辺事情はうかがえない。

さらに、申立人が所持する昭和49年11月6日に発行された国民年金手帳により、申立人は同月から国民年金に任意加入していることが確認でき、当該年金手帳には、国民年金に加入した同月以前の検認欄に「不要」の押印が確認できる上、社会保険庁が管理する特殊台帳においても同様の記録が確認できる。また、申立人は、任意加入の被保険者であったことから、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができない。これらのことから、申

立人は、昭和 49 年 11 月 6 日に発行された国民年金手帳により、申立期間の国民年金保険料を納付していたとも考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの期間、44年4月から45年4月までの期間、45年12月から48年11月までの期間及び50年3月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から42年3月まで
② 昭和44年4月から45年4月まで
③ 昭和45年12月から48年11月まで
④ 昭和50年3月から53年3月まで

私は、昭和40年ごろから国民年金に加入していたが、保険料を納付していなかった。しかし、53年の冬ごろに、当時勤務していたA社の先輩職員に勧められて、過去のすべての未納期間の保険料について、夫婦二人分を一括で納付した。

保険料額については、私が20万円くらい、夫が16万円くらいだったと思うが、保険料額をどこで計算してもらったのか、どのように納付したのかについては覚えていない。

保険料はボーナスが支給されてから支払った。銀行から引き出したのか、手元にあったお金で納付したのかは分からないが、ボーナスは少なくとも20万円はあったはずだし、友人も、私が保険料の納付について話していたことを証言してくれているので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去に未納であった夫婦二人の国民年金保険料を昭和53年の冬ごろに納付したと主張している。しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人の夫の国民年金保険料については、同年に昭和51年度分が過年度納付されて以降、54年に52年度分が過年度納付され、55年に36年度及び37年度分が特例納付されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、昭和53年当時、申立人の夫は、将来の年金受給に必要な納付月数を満たすために過年度納付及び特例納付を行う必要があったのに対し、申立人にはその必要がなかったことから判断すると、申立人が53年当時に夫婦二人分のすべての未納期間の保険料を過年度納付及び特例納付したとまでは認め難い。

さらに、昭和53年時点における未納期間の保険料額は、申立人が36万3,200円、夫が51万1,200円であり、申立人が一括して納付したとする保険料額の

記憶と大きくかい離している上、申立人は、納付方法等の記憶も定かでない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 36 年 8 月 26 日まで

私は、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務していたが、脱退手当金を受給した覚えは無い。

60歳になった平成10年に、A社に係る厚生年金期間が私の記録として認められたのに、平成19年になって別人のものであることが判明したとして訂正された。このようなことがあれば、申立期間について脱退手当金が支給済みであると言われても納得できないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、昭和39年10月28日に旧姓から新姓に氏名変更されているとともに、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号も同日に重複整理されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は同年12月21日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を申立てに係る事業所の事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 20 日まで
② 昭和 38 年 6 月 15 日から 45 年 6 月 ごろまで
③ 昭和 57 年 ごろから 62 年 ごろまで

私は、中学卒業後の昭和 28 年 4 月 1 日に A 社に入社し、32 年 6 月 20 日まで継続して勤務した。

その後、B 社に転職したが、同社の退職後は空白無く、昭和 38 年 6 月から C 社に入社し、自営業を開始する直前の 45 年 6 月まで継続して勤務した。

また、昭和 57 年 ごろから 62 年 ごろまでの間は、D 社に勤務していたが、社会保険庁の記録上、A 社、C 社及び D 社における厚生年金保険被保険者期間が全く無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和 28 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 20 日までの間、A 社において、申立期間②については、38 年 6 月 15 日から 45 年 6 月までの間、C 社において、それぞれ継続して勤務していたとしているところ、申立人の両社についての記憶から、申立人が両社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録上、申立人の主張する A 社及び C 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が見当たらない上、法務局の商業登記簿においても両社を特定することができず、当時の事業主及び同僚から聴取して調査を行うことが困難な状況にある。

また、申立期間②においては、申立人は記憶していないとしているものの、社会保険庁の記録上、E 社、F 社及び G 社における厚生年金保険被保険者期間

(脱退手当金受給済み)並びに国民年金被保険者期間が一部について確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、E社に係る記録については確認できないものの、F社及びG社に係る記録が確認でき、申立人が申立期間②のすべてについて、C社に継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、申立人は、昭和57年ごろから62年ごろまでの間、D社において勤務していたとしているところ、申立人の同社についての記憶及び申立人が所持する名刺から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人がD社における厚生年金保険の被保険者であったとする記録が確認できない上、同社は平成3年3月25日付けで破産宣告を受けており、当時の人事記録及び厚生年金保険についての詳細が確認できない状況にある。

また、申立期間③においては、社会保険庁の記録上、すべてにおいて国民年金の被保険者期間とされている上、申立人は記憶していないとしているものの、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録上、H社及びI社において被保険者となっていた期間が一部について確認できる。

さらに、申立人は、D社J営業所長の姓及び大まかな年齢を記憶しているが、申立人の主張に基づく営業所長と思われる元従業員は確認できない上、勤務していた期間を特定することができないことから、元従業員から聴取して調査を行うことが困難な状況にある。

加えて、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに当該期間の厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月30日から28年6月1日まで
A社に昭和26年4月1日に入社以来、平成8年9月に退職するまで、一貫して勤務していた。会社は6回移籍しているが、吸収・合併によるもので、年金記録は一日も空白が無いはずである。最善の取り計らいをお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のB部が独立して設立したとするC社に昭和27年10月から継続して勤務していたとしているところ、商業登記簿によると、同社は、申立人の主張する場所において、同年12月19日付けで設立していることが確認できる上、申立人の記憶及び当時の同僚の証言から、申立人は申立期間において同社に継続勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C社の厚生年金保険の新規適用は、昭和28年6月1日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社からC社に異動したすべての被保険者が、A社の厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の昭和27年10月30日に喪失している上、C社における厚生年金保険被保険者資格を同社の新規適用日である28年6月1日に取得していることから、C社を設立する際に、事業主から社会保険事務所への健康保険・厚生年金保険の新規適用の届出が遅滞した結果、申立期間である8か月の厚生年金保険未加入期間が生じた可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 45 年 4 月 1 日から平成 13 年 6 月 26 日まで A 社に継続して勤務していたにも係わらず、昭和 63 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 3 か月間の厚生年金保険加入期間が欠落している。給与は手渡しで受け取っており、給与明細書も焼却してしまい、証明するものは無いが、同期間に同社と一緒に勤務した弟には欠落期間が無く、私だけに欠落期間があることに納得できない。継続して勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の登記簿謄本によると、申立人が申立期間に取締役として就任していることが確認できる上、元同僚の証言から、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、i) A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日である昭和 63 年 3 月 1 日において二人であった申立人の被扶養者人数が、同年 6 月 1 日の資格再取得日に一人に変更されていること、ii) 再取得した厚生年金保険被保険者手帳記号番号が、45 年 4 月 1 日に A 社で最初に資格を取得した際の番号と異なっていること、iii) 同事業所においては、申立人と同じように厚生年金保険被保険者期間が一部欠落している者がいないことから、事業主が社会保険庁の記録どおりの届出を行っていたことが推認できる。

また、事業主は、「平成 14 年に会社を清算し、当時の書類等も既に廃棄していることから、厚生年金保険料の控除を確認できる書類は無い。」としている上、「時期は不明であるが、事情により申立人の保険をきったような記憶があ

る。資格を喪失している者から厚生年金保険料を控除することは無いと思う。」としていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 644 (事案 33 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

当初の判断後、申立期間において勤務していたA社において、同時期に勤務していた元同僚が、私の在籍期間は3年以上あったと証言してくれるので、私が正社員として、約3年間働いていたA社における年金記録について、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 1 月 31 日付けで総務大臣から社会保険庁長官に対し、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A社の寮で一緒だった元同僚が、申立人の在籍期間は3年以上あったと証言してくれていることを理由として、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしいと主張しているところ、申立人からの聴取結果及び当該同僚を含む複数の元同僚の証言により判断すると、申立人は、昭和 34 年ごろから 36 年ごろまでA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社のC課に在籍していた者及び申立人と同様の職種や同じ寮であった者等、合計 17 人から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所には申立てに係る事実を確認できる関連資料は保存されていない。

また、申立てに係る事業所に保存されている昭和 34 年 11 月 1 日及び 35 年 11 月 1 日現在の職員名簿（毎年 1 回作成）に申立人の氏名は確認できないことから、当該事業所のC課の担当者によると、申立人は正職員ではなかった可

能性が考えられるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）を見ると、申立人の氏名の記載は無い上、申立期間前後に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、i) 申立人が記憶している元同僚4人のうち3人については、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）及び当該事業所に保存されている職員名簿（昭和34年11月1日及び35年11月1日現在）に氏名の記載が確認できるものの、残りの1人及び申立人については、それぞれの名簿に氏名の記載が無いこと、ii) 複数の元同僚によると、試用期間（準職員）終了後、給与から社会保険料が控除されたとしている上、試用期間が3、4年あったという証言もあること、iii) 当時の担当者によると、職員と準職員という区分があり、準職員は社会保険に加入していなかったとしていること、iv) 申立人はD社から当該事業所に転職しており、同様にD社から転職した厚生年金保険被保険者記録がある元同僚2人を記憶しているものの、当該2人は当該事業所が適用事業所となった28年3月1日の後まもなく転職したものであり、申立人の転職時期と異なっていること、v) 申立人は申立期間直前までD社において勤務したとしているものの、D社の担当者によると、当時の人事記録を保存しているが、申立人の在籍は確認できないとしていること等、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 15 日から平成 4 年 3 月 15 日まで
昭和 60 年 4 月 15 日にA社に入社し、15 年間一貫して同社に勤務した。
入社以来ずっと、健康保険証を会社からもらっており、厚生年金保険料を支払っていることは明らかであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は病気のため、その証言を得ることができないものの、同社の事務担当者であった元従業員3人の証言から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の申立期間に係る被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番は無く、同社の事務担当者であった元従業員3人は、「申立人の厚生年金保険に係る手続についての詳細は事業主にしか分からないが、厚生年金保険に加入していない者の給料から保険料を引くことは考えられない。」、「A社では、雇用保険にだけ加入している従業員がたくさんいた。」などと証言している上、申立人の同社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と同日の平成4年3月16日であることが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月30日から30年6月1日まで

昭和26年6月から30年6月1日までA社に勤務していました。申立期間である28年9月30日から30年6月1日までの間、約10か月程病気のため入院しましたが、その際にも給与をもらい、健康保険証も使用していましたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に在籍し、病気で休職した後、復職した時期であり、その後間も無くB社に勤務し始めたとしているが、A社に在籍していた元同僚は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、休職や復職の時期については覚えていない。」としている上、申立人が入院していたとする病院は既に閉鎖されているため、申立人の療養時期を確認することができない。

また、B社の厚生年金保険新規適用日（昭和30年6月1日）から同社において厚生年金保険被保険者記録がある元従業員で、同社に29年から勤務していたと推測される元同僚によると、「私が入社した時、既に申立人は在籍していた。社長の信頼も厚く、私に営業の仕事を教えてくれたので、私よりも随分前から勤務していたと思う。」としている。

さらに、申立期間中にA社に入社した元従業員は、申立人のことを記憶していないとしていることから、申立人は、申立期間中において、B社に勤務していたものと推認することができる。

加えて、A社で、当時社会保険関係の手続をしていた者は既に死亡しており、当時の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月から同年 12 月 31 日まで

私は、A社で戦中から戦後の昭和 20 年 12 月 31 日まで働いていたが、厚生年金保険の記録が同年 3 月までしかない。配偶者も同じ事業所で働いており、21 年 3 月生まれの長男を妊娠していた間も働いていたことを覚えているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社で働いていたことについては、申立人の夫及び同事業所に隣接する家に居住していた第三者の証言により推認できるが、申立人の夫は、当時、申立人の給与明細書を見たことが無く、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか分からないとしている上、元事業主は既に死亡しているため当時の状況を確認することができない。

また、社会保険事務局が保管する厚生年金保険記号番号払出簿により、A社に勤務していた申立人夫婦の元同僚 13 人が判明したが、そのうち 7 人は既に死亡しており、その他の 6 人には年金受給記録が無いなど消息が不明であり、元同僚から証言等を得ることができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は結婚と同時期であることが確認できる上、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、不自然な修正等が加えられた形跡はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 36 年 2 月 18 日まで

65 歳の年金受給前に、社会保険事務所で年金相談を行った際に、昭和 31 年 11 月から 36 年 1 月までの A 社で働いていた期間の厚生年金については、「脱退手当金を受け取っているのだから、あなたの厚生年金期間はありません。」と言われた。私は、当時、将来も働くつもりであり、退職時に当時の担当者からも、「年金は大切に下さい。」と言われたことを覚えている。そのような私が、脱退手当金の手続をするはずは無く、厚生年金を脱退していると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所を退職後間もなく創設された国民年金への加入手続を直ちに行っておらず、加入したのは退職した昭和 36 年 2 月から約 8 年以上経過した 44 年 7 月であることを踏まえると、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、そのほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 43 年 11 月 30 日に A 社を退職し、同年 12 月 1 日から B 社に勤務しました。A 社は親戚の者が経営していた会社で、当時私自身が給与計算等事務を一切していました。資格喪失日を退職日の翌日とする認識がなく、昭和 43 年 12 月 1 日とすべきところを、誤って同年 11 月 30 日として届出をしたことにより同年 11 月分の厚生年金保険加入期間が漏れています。

1 か月の空白があるのは納得がいかないの、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人自身が申立てに係る事業所である A 社の経理事務をしており、厚生年金保険手続事務についての誤った認識により、被保険者資格の喪失日を退職日の翌日とすべきところを退職日として届け出たとして、社会保険事務所が保管する同時期の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後に同資格を取得した被保険者 50 人の資格喪失日を見ると、月末の喪失者 8 人、月初めの喪失者 2 人、月の途中の喪失者 40 人が確認できることから、退職日を資格喪失日としていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、当時の給与形態及び喪失月の保険料控除等については覚えていないとしており、現在の申立てに係る事業所の担当者も、「地震により、当時の書類は、すべて滅失したので、詳細は不明である。」としていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない上、複数の元同僚に照会したが、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。